

八代市景観計画策定委員会 傍聴要領

1 傍聴手続

会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、受付簿に必要な事項を記入してください。受付は先着順で行いますので、定員になり次第終了します。ただし、次に掲げる場合に該当する人は傍聴できません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 危険物又は会議の妨げとなると認められる器物を携帯している場合
- (3) その他会議を妨害し、又は他の傍聴者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合

2 傍聴に当たっての注意事項

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、私語を交わすことはできません。また、拍手その他いかなる方法によっても賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議室内で、飲食及び喫煙はできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、事前に申出があり、会長が認めた場合はその限りではありません。
- (4) 上記のほか、会議の秩序を乱し、又は議事を妨害するようなことはできません。

以上のことをお守りいただけない場合は、退席していただくことがあります。

3 その他

会議の秩序維持が困難になった場合又は緊急に公開できない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承ください。

その他ご不明な点は、事務局にお尋ねください。